令和3年8月6日(金)

第1回スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する 専門調査会への意見

国家戦略特別区域諮問会議 専門委員 法政大学教授 髙橋 滋

本日は、坂本大臣にご指導を頂いております地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会による第1次府省ヒアリング(最終日)を、終日、部会長として主宰する必要のあることから、書面にて意見を申し上げます。

- 地方からの提案の状況、各提案内容の現状を踏まえるならば、「大胆な規制改革」の再提案を求めることが適当です。
- その際には、提案団体に対し、現時点での提案を深堀りする ことを求めるにとどまらず、これまでの提案に関連性のある 規制改革事項を追加し、インパクトのあるスーパーシティ構 想へと内容を膨らませる方向で、助言する必要があります。
- 提案内容の細部については各団体のノウハウが含まれている場合もあると思われますが、スーパーシティ構想の特色は、 大胆な規制改革について地域住民の合意を得つつ展開させ

ることにあり、提案内容の優劣はこの点から評価されるべき であると考えます。

- このような観点から、本日の資料2の「【参考】地方公共団体の提案概要、先端的サービス、主な規制改革の一覧表」等を再検討の参考資料として提案団体に示しつつ、「行政手続」「移動」「医療・介護」「エネルギー・環境」等の各領域について、相互関連性のある複数の規制改革項目からなる、インパクトのあるスーパーシティ構想へと提案のレベルを引き上げる助言をされることを期待しています。
- なお、スーパーシティ構想を国家戦略特区の起爆剤として活用していくためには、一次指定において、数は限定されるとしても、インパクトのある構想を認定する必要があると考えます。住民同意を得る見込みを前提として提案を受ける以上は、数は絞られるとしても、インパクトのある提案を厳選する方向において作業のされることを、併せて期待します。

以上、なにとぞよろしくお願い申し上げます。